

秘密保持に関する覚書

_____ (以下、甲という)と BRAIN NETWORK, LTD ブレインネットワーク株式会社日本支社(以下、乙という)とは、乙が甲から知りえた甲及び甲の顧客に関する個人情報・営業情報・人事情報・技術・製品・サービス情報等の情報(以下、秘密情報という)の取扱いに関して、以下のとおり覚書を締結する。

(本覚書の優先適用)

第1条 本覚書の規定と本覚書締結時に既に存続する契約(以下、原契約という)の規定とに矛盾が生じる場合は、本覚書の規定が優先して適用されるものとする。

(秘密保持)

第2条 1、乙は、甲の承諾なしに、甲から知りえた情報について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者への開示または漏洩。
- (2) 受託目的以外への使用。(複写、複製等を含む)

2、前項に拘わらず、次の各号の一に該当するものは秘密保持に該当しないものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの。
- (2) 開示後乙の責によらず公知となったもの。
- (3) 第三者から正当に開示されたもの。
- (4) 乙が開示前より自ら所有しているもの。
- (5) 乙が独自に開発したもの。
- (6) 裁判所または行政機関から開示の求めがあった情報および必要とされる情報。

(秘密情報の返還)

第3条 乙は、原契約が終了した場合、または甲より要求があった場合には、秘密情報および、その複製物を直ちに甲に返還しなければならない。

(開示対象)

第4条 1、乙は、秘密情報の利用にあたり、乙が甲より受託した業務(以下、受託業務という)の遂行に必要な自己の役員および従業員にのみ開示または利用させるものとし、当該役員および従業員に対し本覚書上の義務を遵守させるものとする。

2、前項に定める当該役員または従業員が本覚書の規定に違反した場合は、乙の責任とする。

(再委託)

第5条 乙は、受託業務の一部または全部を第三者に委託する場合、再委託先に乙が遵守すべき義務と同一の義務を負わせるものとし、再委託先の履行について一切の責任を負うものとする。

(報告義務)

第6条 乙は、本覚書に違反して秘密情報が受託業務以外の目的に利用され、または第三者に開示、漏洩させられたことが判明した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第7条 1、乙は、乙または再委託先の責に帰すべき事由により甲が損害を蒙った場合には、その賠償責任を負う。

2、前項の損害賠償の範囲は、乙または再委託先の責に帰すべき事由により直接の結果として現実にか蒙った通常の損害に限るものとし、天災地変、そのほかの不可抗力により生じた損害、甲の責に帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(有効期間)

第8条 1、本覚書の有効期間は本覚書締結の日以後効力が続くものとする。

2、本覚書に規定する義務は、原契約終了後も有効に存続するものとする。

第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合には、法令そのほかの商習慣に従うほか、甲乙誠意をもって協議して定める。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙